

修正の場合の納品物の例

※この契約書の内容・修正案は架空のものであり、イメージです。

第5条（再委託の禁止）

乙は、委託業務の遂行にあたり、甲に事前に通知することなく第三者に委託業務の全部または一部を再委託してはならない

コメントの追加 [Y.I1]: 業務を再委託する可能性がある場合、修正が必要です。事前の相手方への通知によって再委託が可能とする内容としています。

第6条（知的財産権等の帰属）

1. 成果物に含まれる発明、考案、意匠、著作物に関する知的財産権は、第三者がその権利を保有するものを除き、すべて甲に帰属するものとする。
2. 前項に定める知的財産権の帰属に関する対価については、委託料に含むものとする。

コメントの追加 [Y.I2]: 納品する成果物に第三者の権利が含まれる可能性がある場合、知的財産権を譲渡することができないため、修正が必要です。修正案は第三者の権利が先方に移転しない内容となっております。

第7条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約の締結、履行又はこれらに関連して、相手方甲から開示され、又は知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に管理し、本契約に定める場合を除き、第三者に開示し、漏えいし、又は提供してはならない。
2. 前項の秘密情報には、次の各号に掲げる情報を含むものとする。
 - (1) 技術上の情報（仕様書、設計書、ソースコード、プログラム、システム構成、アルゴリズム、ノウハウ、技術資料等）
 - (2) 営業上の情報（事業計画、営業戦略、販売方法、顧客情報、仕入先情報、見積書、契約書、価格情報、売上情報等）
 - (3) 財務上の情報（決算資料、予算、利益率、資金計画その他経営情報）
 - (4) 人事・組織に関する情報
 - (5) 個人情報
 - (6) 本契約又は個別契約の存在及び内容
 - (7) その他、甲及び乙が秘密として取り扱う情報又はその性質上秘密として管理されるべき情報
3. 秘密情報には、書面、図面、電子データ、電磁的記録、口頭、映像、音声その他開示媒体又は方法を問わず開示された情報を含むものとする。
4. 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示後、被開示者乙の責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける以前から適法に保有していたことを証明できる情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 法令又は裁判所その他の公的機関の命令により開示が義務付けられた情報。ただし、この場合、被開示者乙は法令上許される範囲で事前に開示者甲へ通知し、その指示に従うものとする。
5. 甲及び乙は、秘密情報を本契約又は個別契約の履行の目的以外に使用してはならない。
6. 甲及び乙は、本業務の遂行に必要な最小限の範囲を超えて秘密情報を閲覧し、複製し、加工し、又は保存してはならない。
7. 甲及び乙は、秘密情報を複製する場合には、乙甲の事前の承諾を得なければならない。この場合、複製物についても秘密情報として取り扱うものとする。

コメントの追加 [Y.I3]: 秘密情報の開示は両当事者からされるものでしたので、両当事者が秘密保持義務を負う内容としております。